

# えびの市農業委員会だより

平成二十六年八月発行  
 えびの市農業委員会事務局  
 お問い合わせ  
 電話三五一一一一（内線二五一）

## ◆「あいさつ」◆

この度、えびの市農業委員の改選が行われ、新しい農業委員体制が整いました。新たな「食料・農業・農村計画」の実現に向けて、農村現場からの意見を積み上げ、農業委員会に与えられた責務と役割を認識し、担い手の確保・育成・諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めてまいりますので、今後皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成二十六年八月 えびの市農業委員会 会長 田中義正

## ■新しい農業委員の顔ぶれ

議席番号順（敬称略）



会長 田中義正 会長代理 谷口克美 有馬 正治 山之内 秀樹

園田 義保 尾山 實文 前園 竜児 常森 信

新出水 孝造 山口 長徳 宮田 吉人 田方 説夫 上島 勝

川口 三雄 宮原 美實 栗下 章二 杉元 義男 竹下 助範

### 〈農業委員の主な役割〉

- ・農地の権利移動(売買、貸し借り等)に係る調整、決定
- ・農地転用に係る調査、指導
- ・耕作放棄地の解消、再生のための調査、指導
- ・農地の利用に係る紛争、その他相談の対応
- ・農地の利用状況調査、農地パトロール
- ・農業者年金加入促進 など



## ■農業委員会の小委員会体制が決まりました

小委員会は、主に農地転用申請に関する審査、現地調査を実施し、総会場で審議結果を報告します。その他、農業委員として活動する際にも小委員会を単位として様々な活動を行ってまいります。

### 第1小委員会

(委員長) 尾山實文、(副委員長) 山之内秀樹、(委員長) 尾山實文、(副委員長) 山之内秀樹、

谷口克美、有馬正治、園田義保、前園竜児

### 第2小委員会

(委員長) 山口長徳、(副委員長) 新出水孝造、

常森信、宮田吉人、田方説夫、上島勝

### 第3小委員会

(委員長) 栗下章二、(副委員長) 川口三雄、

宮原美實、杉元義男、竹下助範

## ■農地の利用状況調査を実施します

農業委員会では、毎年市内の農地の利用状況について現地調査を実施しています。遊休農地の把握や植林などの違反転用の有無を調査し、必要に応じて個別に指導を行います。農地パトロールは、日常の業務として行っておりますが、以下において重点的に実施します。ですので、ご協力をお願いします。

### ●実施期間 平成二十六年九月～十一月

### ●対象地域 市内全域の農地

(注) 遊休農地や違反転用が発見された場合、土地の所有者に対し、個別に相談させていただく場合があります。



## ■平成25年の農地の賃借料

平成25年1月から平成25年12月までに貸借された農地の賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。この賃借料情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

### 1. 田（水稻）の部

単位：円、個

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
飯野地区	基盤整備地域	13,594	33,222	4,800	204
	未整備地域	10,416	25,000	3,758	126
加久藤地区	基盤整備地域	10,894	15,000	5,780	75
	未整備地域	10,990	17,739	4,021	74
真幸地区	基盤整備地域	10,932	19,880	4,800	60
	未整備地域	9,505	25,499	3,000	39

※物納は、以下に基づき換算しました。

モミ（35kg）1袋 4,800円・玄米（30kg）1袋 6,000円



### 2. 畑（普通畑）の部

単位：円、個

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
飯野地区		6,763	15,000	1,370	74
加久藤地区		7,052	13,318	4,376	16
真幸地区		6,651	10,000	2,617	30

## ■貸したい農地や手放したい農地は ありませんか？

農業委員会は、農地のあつせん（農地の貸し借り等のお手伝い）を行っています。

近年耕作していない農地や今後耕作予定が無い農地などがあれば、農業委員会が借り手（耕作者）をお探しします。

農地中間管理機構（後記）が農地を借り受け、地域の農業者に貸し付ける制度も始まります。

また、認定農業者へ農地（青地に限る）を売却されると、売買代金のうち800万円まで譲渡所得税が控除されるなどの税制の優遇

や農業委員会が登記を囑託で行うなどの優遇を受けられます。

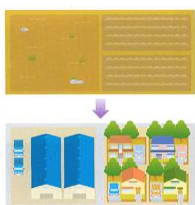


## ■農地を宅地等に転用するときは 許可が必要です

農地を宅地や植林して農地以外のものとして利用するとき、農地法の許可が必要です。

農地を転用したいときは、事前に相談してください。場所によっては、転用できない所もありますので、事前の確認が必要です。

農業振興地域内の農用地区域内（青地）にある農地は、除外手続きが必要になりますので、一定の処理期間を要します。



## ■農地中間管理事業が始まります

農地の貸借、売買の新しい仕組みとして、「農地中間管理機構（以降、「機構」という。）」が創設されました。

機構の役割は、皆さまから農地を預かり、担い手農家に集積していくことで、一定の要件を満たすと、地域や農地の貸付者に対して国から協力が交付されます。

### ◆機構集積協力金 ↓地域でまとめて農地を出す場合（地域）

（集積割合に応じて）**2万円～3万6千円**（10アール当たり）

※平成28年度以降の単価は少なくなります。

### ◆経営転換協力金 ↓経営転換・リタイアする場合等（個人）

（貸付面積に応じて）**30万円・50万円・70万円**（1戸当たり）

### ◆耕作者集積協力金 ↓機構借入地の隣接農地を協力して出す場合等（個人）

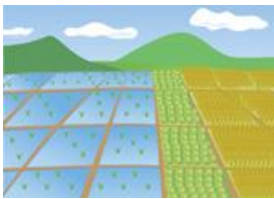
**2万円**（10アール当たり）

※平成28年度以降の単価は少なくなります。

## ■人・農地プランを作成しましょう

国では、地域の農業の将来を見据えて、地域の農業をどのように守っていくかについて、地域の皆さまの話し合いを通して、「人・農地プラン」（計画）の作成を推進しています。

計画作成においては、地域での話し合いを通して、今後中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化など）を決めていきます。人・農地プランを作成した地域では、農地中間管理機構を通じて農地を貸借すると、「機構集積協力金」等の協力金の交付を受けることができます。



## ■農業者年金は積立年金なので安心です



農業者年金加入者を募集しています。

現在の農業者年金制度は、**積立方式**になっています。

将来もらう年金額は、**ご自分が積み立てた保険料を原資に受給する**ことになり、安心して加入できる年金です。**保険料は、所得税申告時に保険料全額が控除対象**となります。

### ◆保険料◆

	政策支援加入者	通常加入者
月額保険料 (うち、国からの補助)	<b>2万円</b> (4千～1万円を最長20年)	<b>2万円～6万7千円</b> までの間で自由に設定可能 (国からの補助はありません。)

※政策支援加入者は、認定農業者で、かつ、青色申告者である（予定者も含む）ことが必要です。

※通常加入は、国民年金の第1号被保険者（保険料免除者除く）で、かつ、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。

### ◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額（年額）の試算◆

農業者年金基金試算データを引用

加入年齢	加入期間	運用利回り <b>2.5%</b> の場合		運用利回り <b>3.0%</b> の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	84.0万円	71.7万円	92.5万円	78.9万円
30歳	30年	55.8万円	47.6万円	60.1万円	51.2万円
40歳	20年	33.0万円	28.2万円	34.8万円	29.7万円
50歳	10年	14.7万円	12.6万円	15.2万円	13.0万円

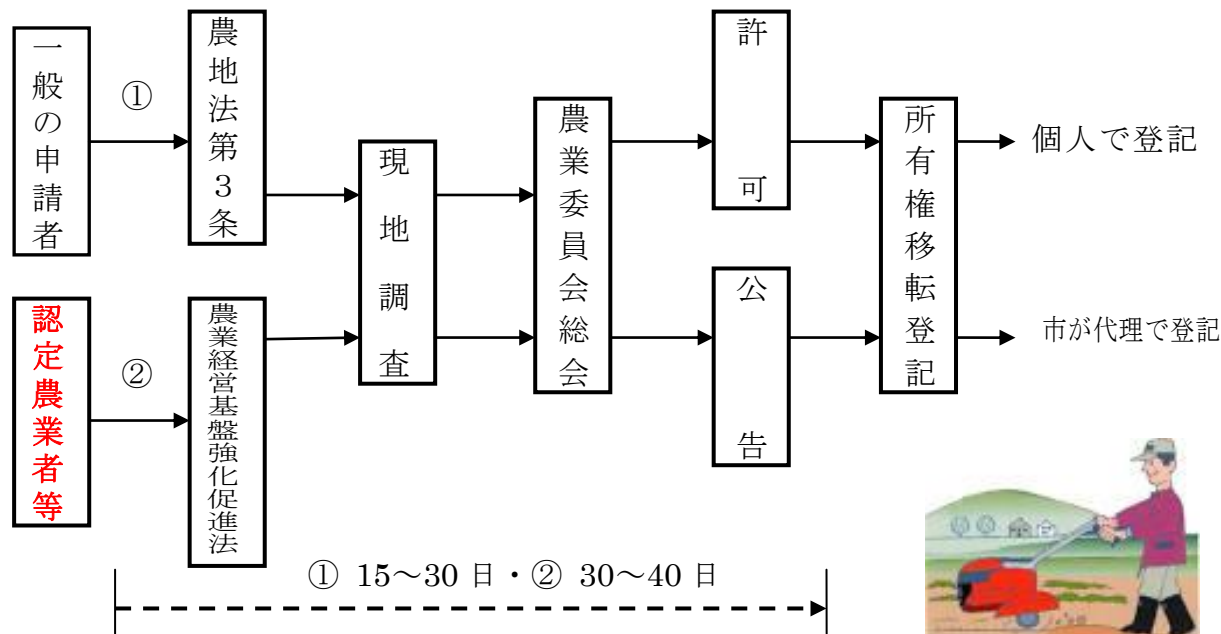
(注) この試算は、通常加入で、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3.0%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。制度発足以降の12年間の運用利回りの平均は、年率2.53%です。

予定利率1.05%は、農林水産省告示（H26.4.1施行）により定められている率です。

## ■農地の売買等による所有権移転

農地を売買、贈与または交換する場合、農地法（農業経営基盤強化促進法）の許可（公告）が必要です。許可（公告）がないと、所有権移転登記もできません。

農地が、現況山林や宅地になっていると、農地として売買や贈与等はできません。農地に復旧していただくか、農地転用申請をしていただくことになります。



## ■農地に太陽光発電施設を設置する場合

太陽光発電施設が各所で見受けられるようになってきましたが、農地（採草放牧地）に太陽光発電施設を設置する場合は、設置可能な場所かどうか、事前に確認が必要です。

### ◆農地に関する法令

農地法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）

### ◆設置できない農地

- ・農振地域内の農用地区域内（青地）の農地
- ・農振地域内の農用地区域外（白地）であっても、第1種農地に該当する農地

※第1種農地とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・土地改良事業(基盤整備事業)等の公共投資が行われた農地
- ・10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地の一角に位置する農地
- ・周囲に比べて生産性が高いと認められる農地

### ◆申請可能な農地で申請される場合は、以下の書類が必要です。

- ・経済産業省の設備認定通知書の写し
- ・導入される設備のカタログ、仕様書
- ・設備導入に係る全費用分の資金（融資）証明書 など

### ◆設備設置面積に応じて、許可権者が異なります。

農地（採草放牧地）の転用面積が、

- |                   |   |                 |
|-------------------|---|-----------------|
| 2ヘクタール以下          | → | 県知事             |
| 2ヘクタール超え～4ヘクタール以下 | → | 県知事（国との事前協議が必要） |
| 4ヘクタール超え          | → | 国（大臣）           |

